

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社御供屋の復元的研究
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 3 : 26 - 43
Issue Date	2007-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049155
Right	
Relation	



仁治度厳島神社御供屋の復元的研究

広島大学大学院文学研究科博士課程後期 山口 佳巳

一、はじめに

仁安三年(一一六八)頃の平清盛による大造営以来、厳島神社は多くの社殿を有し続けている。仁安度社殿は、建永二年(一一〇七)と貞応二年(一一二二)の火災で焼失したが、仁治二年(一一四一)に内宮の遷宮が行われた仁治度社殿は仁安度社殿を再現したものとされている。しかし、その再現がどの程度に忠実であったかについては、これまで実証的に論究されたことはなかった。

さて、厳島神社には摂社や堂塔など多くの陸上の建築も存続してきたが、海上にある社殿をその中心的社殿としてよい。中心的社殿のほとんどのものが仁安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否かは、現在の厳島神社の歴史あるいは文化財的意義を考える上で重要である。本稿では、それらの社殿のうち、仁安造営時よりその存在が確認される御供屋について、仁治再建時の姿を古文書により復元考察し、後世の再建になる現在の社殿がどの程度、往時の姿を再現したものであるかという問いに対する一つの答えとするものである。

従来の厳島神社に関する研究⁽¹⁾では、仁安度及び仁治度における御供屋は等閑視されており、その詳細は不明とされてきた嫌いがある。そこで、本稿では、本社本殿の西方に建つ現在の摂社大国神社本殿の前身が御供屋であったとし、その上で仁治度御供屋の特色を述べたい。仁治度御供屋を復元することは、仁安度御供屋の姿及び摂社大国神社本殿が神社本殿とは隔絶した形式であることを考究するために必要である。なお、三浦正幸は、『広島縣の神社建築』⁽²⁾において、摂社大国神社本殿が仁安度及び仁治度における御供屋に相当すると指摘しており、本稿はそれを踏襲するものである。また、本稿の内

容の一部は、中国四国歴史学地理学協会で発表済みである⁽³⁾。

二、御供屋の沿革

厳島神社の沿革は先学に譲る⁽⁴⁾として、ここでは御供屋に限定して述べておきたい。

御供屋は、清盛により造営された社殿を規模とともに列記する仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」⁽⁵⁾に「五間二面同(檜皮葺)御供所屋一字」とあるのが初見であり、仁安度に創建されたとしてよい。その後、建永二年に内宮⁽⁶⁾の社殿が焼失し、建保三年(一一二五)に内宮の遷宮が行われている。しかし、再び、貞応二年に内宮の社殿が焼失し、その再建工事がほぼ終了した仁治二年に内宮の遷宮が行われた。この仁治度再建に関する記録は多く存し、そのうち御供屋の規模を記すもの⁽⁷⁾にはいずれも「三間二面」とある。詳しくは後述するが、この「三間二面」は、桁行三間、梁間四間の規模を示すものであり、仁安度の五間二面の規模が仁治度に三間二面に縮小されたと考えられる。

時代が下って室町時代になると、新たな御供屋が陸上に建立されたためか、元来の御供屋は名称が変更され、大黒(大黒殿・大黒堂)となった⁽⁸⁾。天文六年(一一五三七)に西廻廊が火災で「大黒」付近まで、焼けたという⁽⁹⁾。また、天文十年(一一五四一)に本社後方に位置していた本地堂(「本地観音堂」)が埋まった⁽¹⁰⁾土砂災害があった。これらの影響もあってか、永祿五年(一一五六二)に「大黒殿」すなわち仁治度の御供屋は毛利元就・隆元により造営された⁽¹¹⁾。これが、現在の摂社大国神社本殿である⁽¹²⁾。

三、摂社大国神社本殿の形式〔図1―図3〕

摂社大国神社本殿は、桁行三間(二丈九尺三寸)、梁間四間(三丈一尺四寸)のほぼ方形平面である。桁行三間、梁間二間を身舎とし、その両側面に一間通りの庇を付けた三間二面の形式とする。身舎西端の梁間二間、桁行一間を祭壇とし、玉殿を安置する。すなわち、この本殿は東面しており、切妻造(両流造)、妻入とする。正面側となる東一間通りは、廻廊と長橋を繋ぐ通路でも

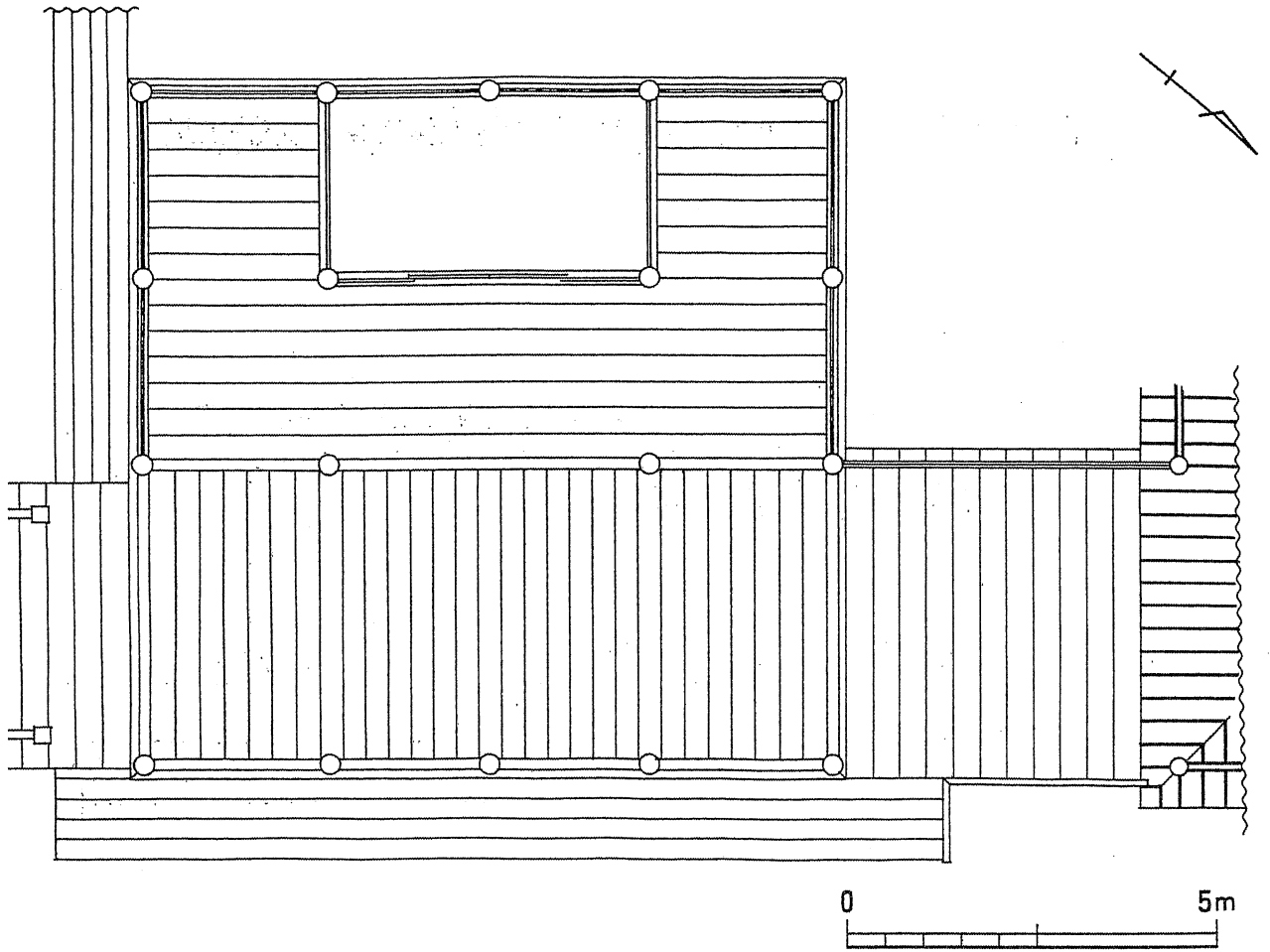


图1 巖島神社摂社大国神社本殿平面図（現状）

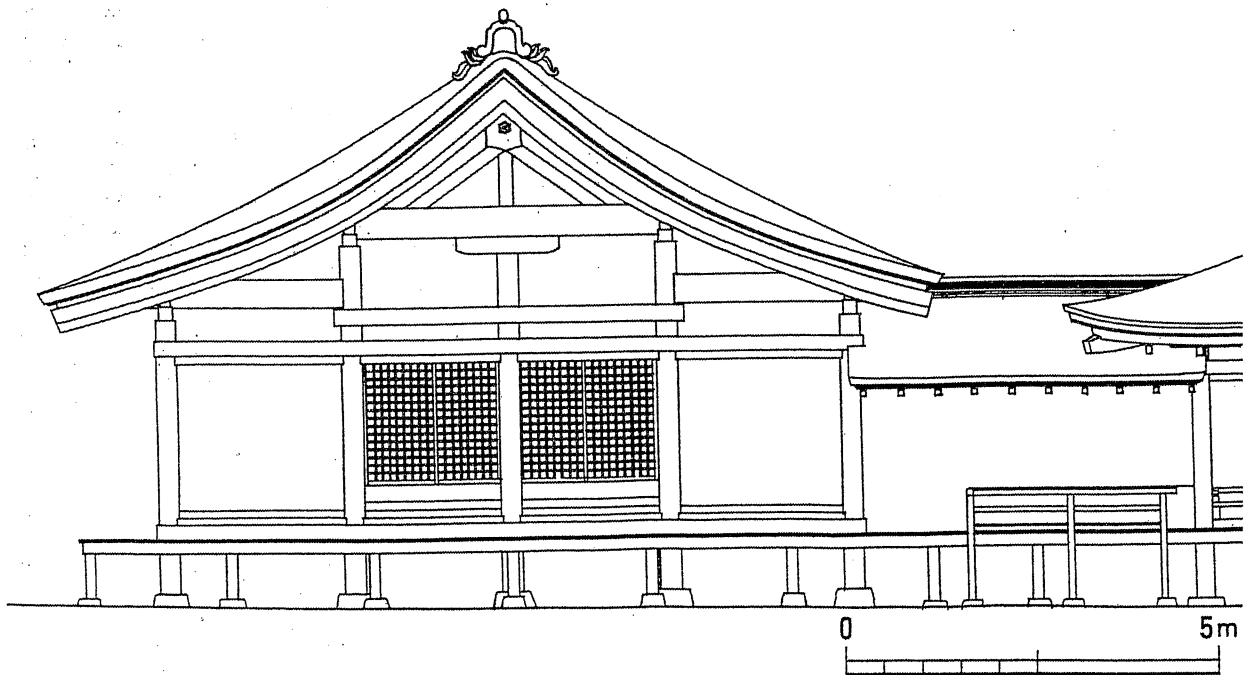


图2 巖島神社摂社大国神社本殿東立面図（現状）

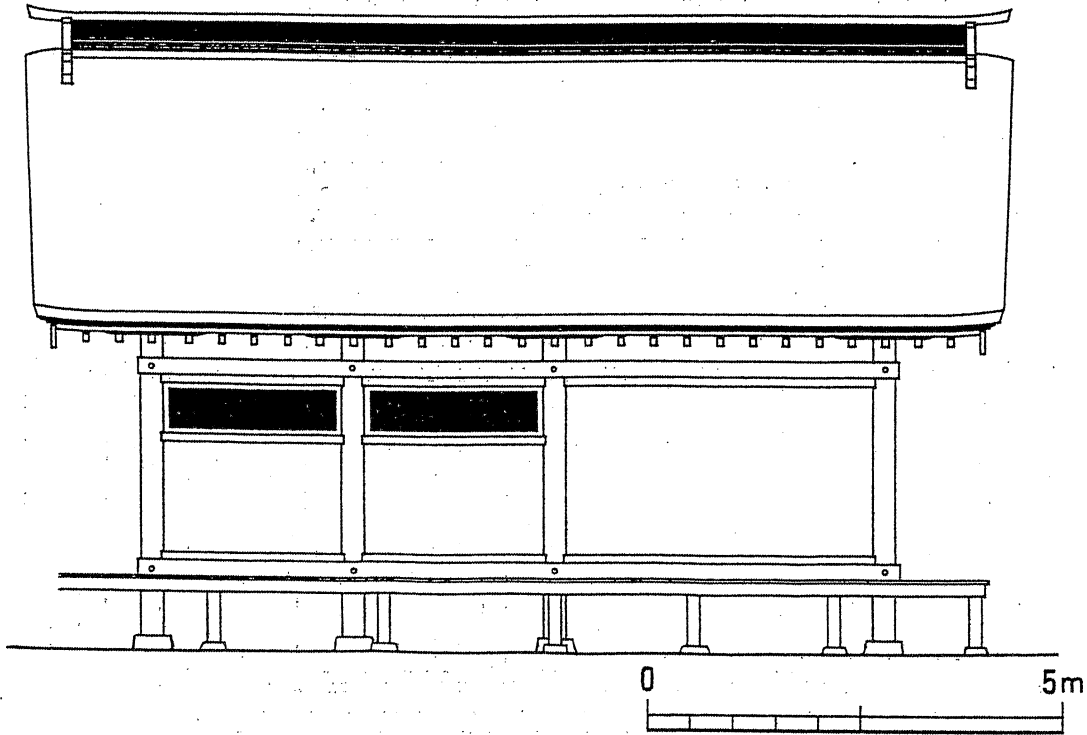


図3 巖島神社摂社大國神社本殿南立面図（現状）

ある。東一間通りは、柱間装置を設けず開放とする。北面及び南面の西二間は連子窓とし、西面はすべて板壁とする。祭壇廻りは、その正面を格子戸の両引きとし、側面は板壁を嵌める。

礎石上に円柱を据える。身舎の棟通りは妻面にのみ柱を設け、それ以外は通例に従って柱を省略する。柱の下方には縁長押を廻らす。東一間通りの通路との境に框を通し祭壇側の床を一段上げる。また、柱上部は内法長押で固める。内法長押は、庇を含めた四周、東より二本目の柱筋及び祭壇廻りに廻らし、さらに身舎の妻面にのみそのすぐ上方に上長押を打つ。祭壇廻りを除いて⁽¹³⁾内法長押下は無目鴨居を配する。すべての柱上は、舟肘木を置く。身舎梁を受ける妻面中央柱を除いて、舟肘木上には母屋桁もしくは軒桁を載せる。身舎梁は幅が薄く成の高いものとし、舟肘木に半分噛み付き、桁上に架かる京呂組とする⁽¹⁴⁾。繫梁の庇柱上における舟肘木と軒桁との取り合いは身舎梁と同様とし、逆側は身舎柱に差す。身舎梁上には、束を立て、その上に舟肘木、棟木を載せる。但し、妻壁に限り豕扱首⁽¹⁵⁾とする。身舎、庇はともに化粧屋根裏とする。一軒疎垂木とし、垂木上には、茅負・木舞・垂木裏板を載せる。梅鉢懸魚を付ける。屋根は檜皮葺とし、鬼板を付けた瓦棟を載せる。

四、復元の方法

(一) 復元史料

仁治度御供屋の復元史料を次に掲げておく。なお、引用史料中、「」内は朱筆、（）内は割註または細字を表す。

○曆仁二年（一二三九）「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」⁽¹⁶⁾（以下、「曆仁材木注進状」とする）

一 御供屋一字 三間二面

『人夫三百六十人』柱十八本（長一丈七尺、口一尺）

『二十四人』 梁四支（長一丈七尺、方七寸）

『百五十人』 桁棟十支（長二丈二尺、弘七寸厚六寸、ソリ二寸、

六尺ヲイテソハニ）

『十六人』 鴨居四支（長一丈、弘七寸厚六寸）

〔十六人〕

脇木十六支（長五尺、方六寸）

〔十六人〕

脇柱四本（長九尺、方八寸）

〔三人〕

宇立四支（長四尺、弘八寸厚三寸）

〔二十人〕

冠木四支（長一丈五尺、方七寸）

〔八人〕

猪子差八支（長七尺、弘六寸厚三寸）

〔四人〕

方立四枚（長八尺、弘一尺厚二寸）

〔三人〕

斗木一支（長六尺、方八寸）

〔二人〕

間草鼠走四支（長八尺、弘五寸厚二寸五分）

〔三十六人〕

垂木三十六支（長一丈四尺、弘四寸五分厚三寸五分、ソリ二寸五分）

〔八人〕

戸板八枚（長八尺、弘一尺五寸厚二寸、ヒ□カサ）

〔十八人〕

母屋垂木三十五支（長九尺、弘四寸厚三寸）

〔六十人〕

佐久利板百廿枚（長九尺、弘一尺二寸厚一寸五分）

〔六十人〕

萱居四支（長二丈二尺、弘七寸厚六寸、ソリ三寸、ソハニ）

〔四十八人〕

大床桁八支（長二丈二尺、弘七寸厚六寸）

〔廿五人〕

木舞五十支（長二丈二尺、四三寸）

〔七人〕

張桁二十支（長六尺、四五）

〔四十人〕

破風板八枚内 四枚（長一丈六尺、弘一尺四寸厚三寸）

〔六十八人〕

延板十五枚内（四枚、長二丈二尺、弘一尺五寸厚三寸、十一枚、長二丈二尺、弘一尺五寸厚二寸）

〔廿四人〕

裏板百二十枚内 四枚（長一丈、弘一尺四寸厚三寸）

〔四十八人〕

大床柱十二本（長七尺、口九寸）

〔六十人〕

六十枚（長一丈三尺、二寸半）

〔百五十人〕

檜皮七十五井

〔三十人〕

六十枚（長九尺、二寸半）

〔三十六人〕

立竿十八支（長二丈二尺、四五）

〔六十六人〕

借葺樽千寸

〔二十人〕

木枕二十支（長二丈二尺、四三寸）

〔六人〕

長押三十五支内（二十支、長二丈四尺、方八寸、十五支、長一丈八尺、方八寸）

〔六十八人〕

大小材木七百十九支、借葺樽千寸

〔廿九人〕

柱貫六支（長一丈五尺、四五）

〔中略〕

檜皮七十五井

〔百廿人〕

壁板二十五枚内（四枚、長一丈四尺、弘一尺二寸、厚一寸五分、二十一枚、長九尺、弘一尺二寸厚一寸五分）

〔百五十人〕

准人夫二千七百二十六人

〔二百五十六人〕

足固十二支（長二丈三尺、弘七寸厚六寸）

〔六十人〕

立竿十八支（長二丈二尺、四五）

〔二百五十六人〕

下桁三十六支内（十八支、長二丈五尺、弘六寸厚五寸、十八支、長二丈、弘六寸厚五寸）

〔六十人〕

立竿十八支（長二丈二尺、四五）

〔二百五十人〕

板敷板五十枚（長二丈二尺、弘一尺四寸厚二寸）

〔六十人〕

立竿十八支（長二丈二尺、四五）

妻戸二本具

〔六十人〕

立竿十八支（長二丈二尺、四五）

この文書は、仁治度再建において、暦仁二年正月の段階で不足している材木を各社殿毎に注文したものである。ここでは、そのうち、御供屋の部分を抜粋しておいた。

(二) 部材寸法の復元方法

「暦仁材木注進状」に記された材木寸法は、肘木（脇木）や破風板などが単なる角材であることから明らかかなように用材寸法であって、建築部材とす

るためには表面の仕上げ削り、材端の継手仕口などの加工が必要である。その加工の様子は当時の絵巻⁽¹⁷⁾に散見され、手斧や槍鉋を用いて材木を成形していたことが分かる。それより想定して、角材の幅や成、丸材の直径は五分ずつ削って成形したと推定しておくことにする。また、板材に関しては、幅は使用部位に応じて必要な部分を削り、厚みはそのまま使うことにした。材長については継手仕口の有無やその形状の相違があるので部材によって切除する大きさは均一ではなく、また、端部には運搬するために空けられた、えつり穴のある材木も含まれていたと考えられるので、かなりの余裕を持って注文されていたと考えられ、したがって、それぞれ必要な分を残して、切除して使用したものと考えた。

仁治度御供屋は現在の摂社大国神社本殿の位置に存していたと考えられ、間面記法による規模もそれと同じ三間二面である。しかも、摂社大国神社本殿は身舎の西端一間を間仕切り、祭壇を設け、その内部に玉殿を安置する。そして、東一間通りは廻廊と長橋を繋ぐ通路とする。両側面に祭礼上で全く不必要な庇を持つこと、身舎と庇、あるいは祭壇のある内陣と正面の通路との柱間が完全に開放されていることは、神社本殿としては極めて異例であった、両流造とも言える切妻造の社殿を妻入とした形式は他に類例がない。これは、本来御供屋であったことに起因するものと考えられ、御供屋の姿を継承しているとして大過はないであろう。したがって、仁治度御供屋の基本的な規模、構造は現在の摂社大国神社本殿と同じとしてよい。そこで、ここでは、摂社大国神社本殿の柱の長さをそのまま採用することにした。

五、復元考察〔図4―図8〕

(一) 復元の詳細

〔平面〕

まず、古文書に記されている「三間二面」という間面表記が表す平面を考えてみたい。間面記法の定義⁽¹⁸⁾に従うと、三間二面は、桁行三間、梁間二間の身舎に対して平側両面に一間通りの庇を付した桁行三間、梁間四間の平面、あるいは身舎の妻側両面に一間通りの庇を付した桁行五間、梁間二間の平面、

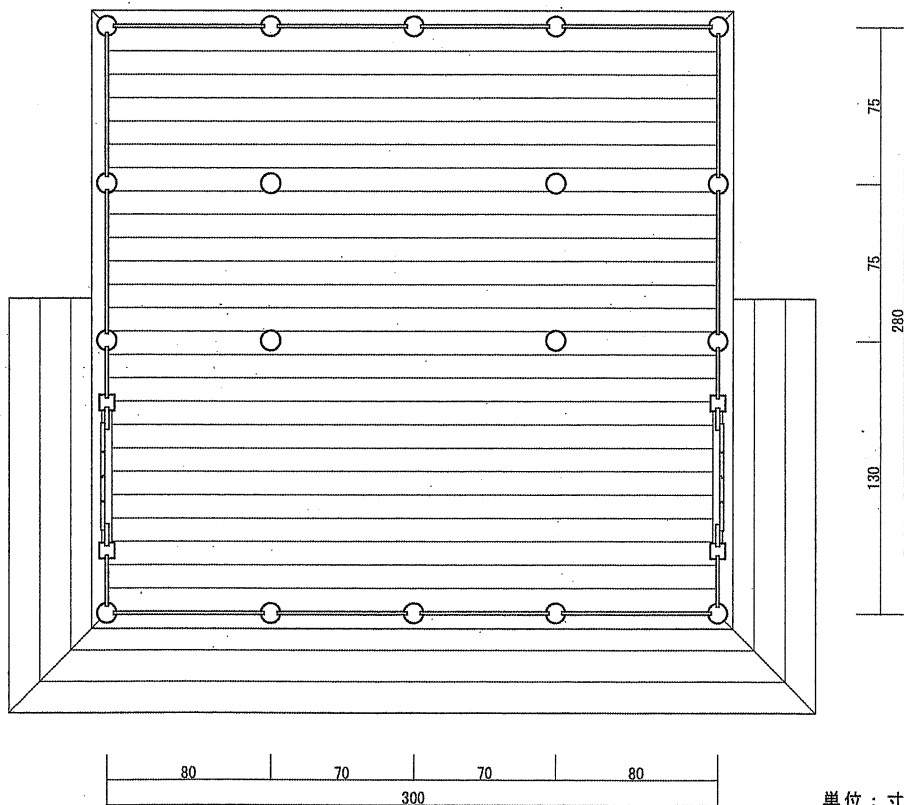


図4 厳島神社御供屋復元平面図 (仁治度)

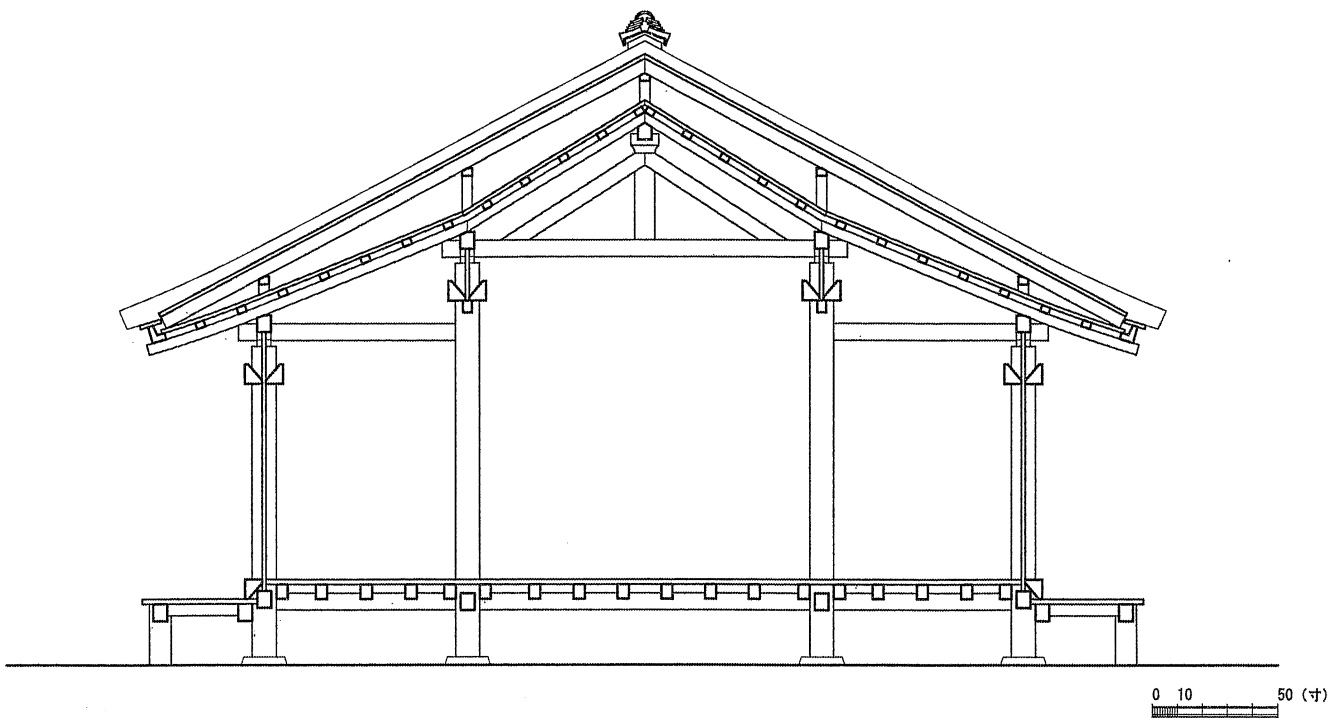


図5 巖島神社御供屋復元梁間断面図（仁治度）

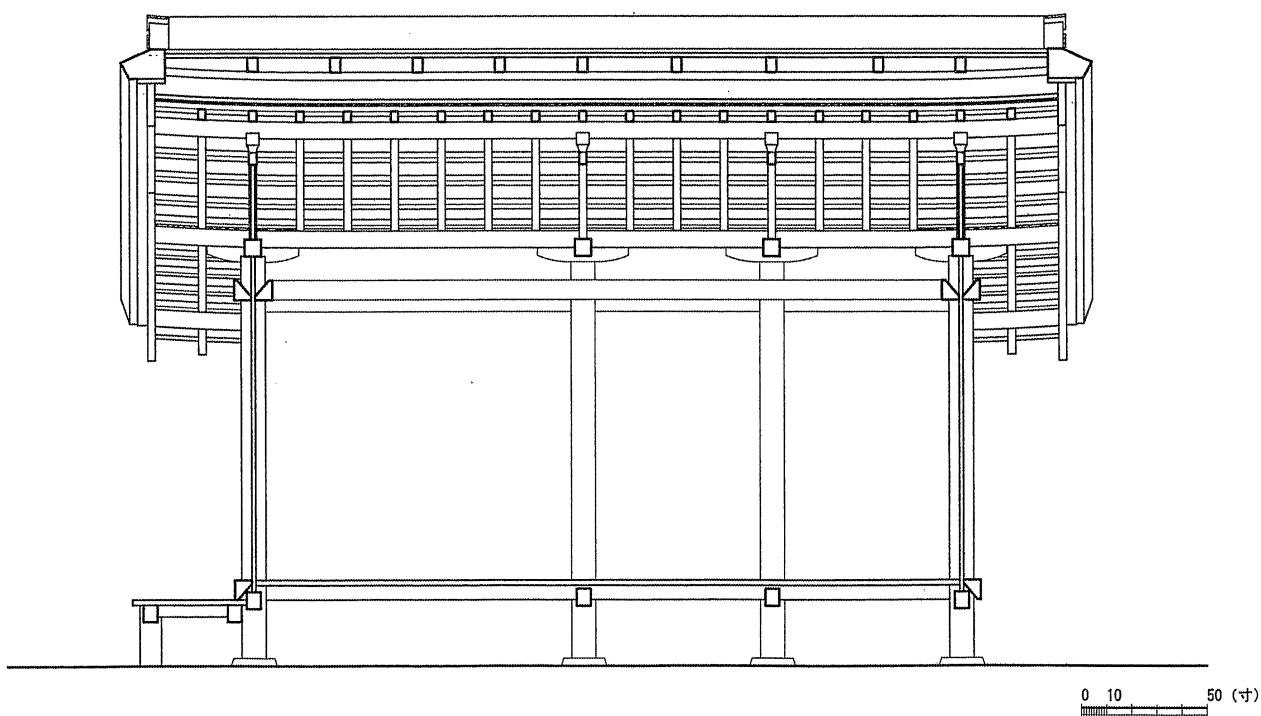


図6 巖島神社御供屋復元桁行断面図（仁治度）

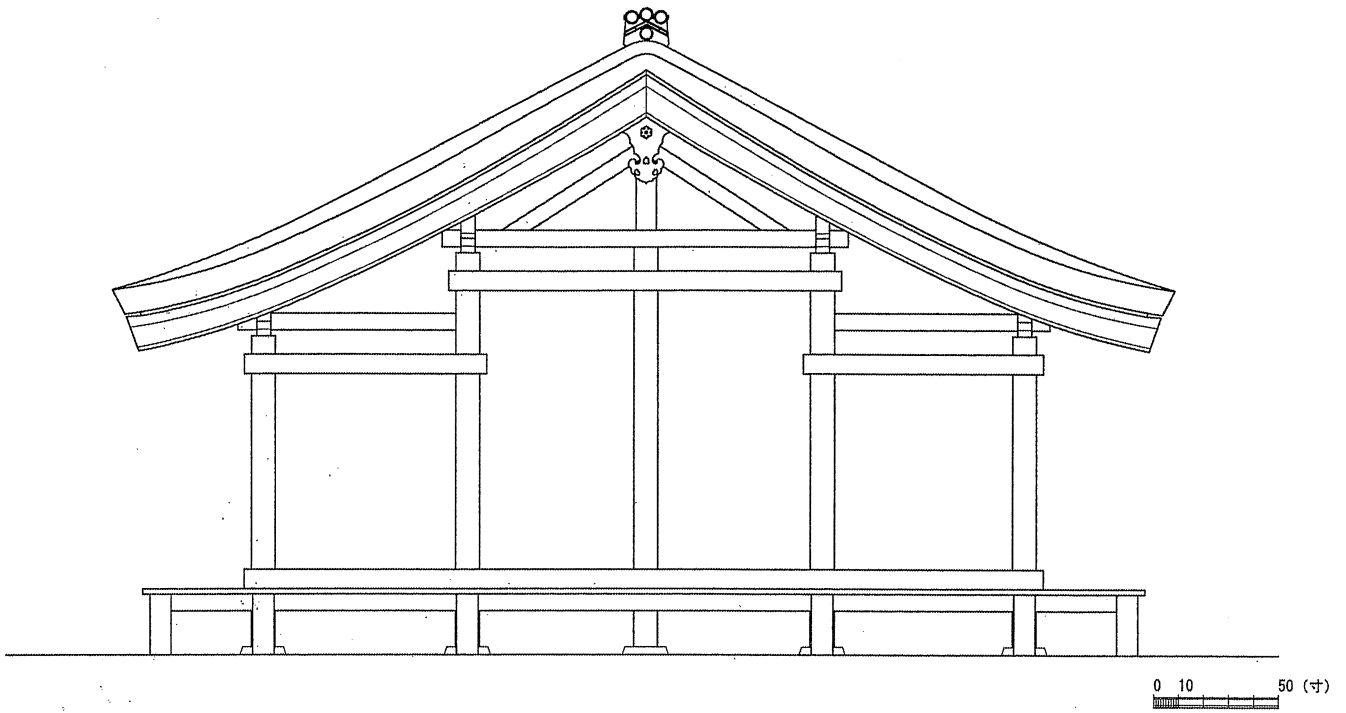


図7 巖島神社御供屋復元東立面図（仁治度）

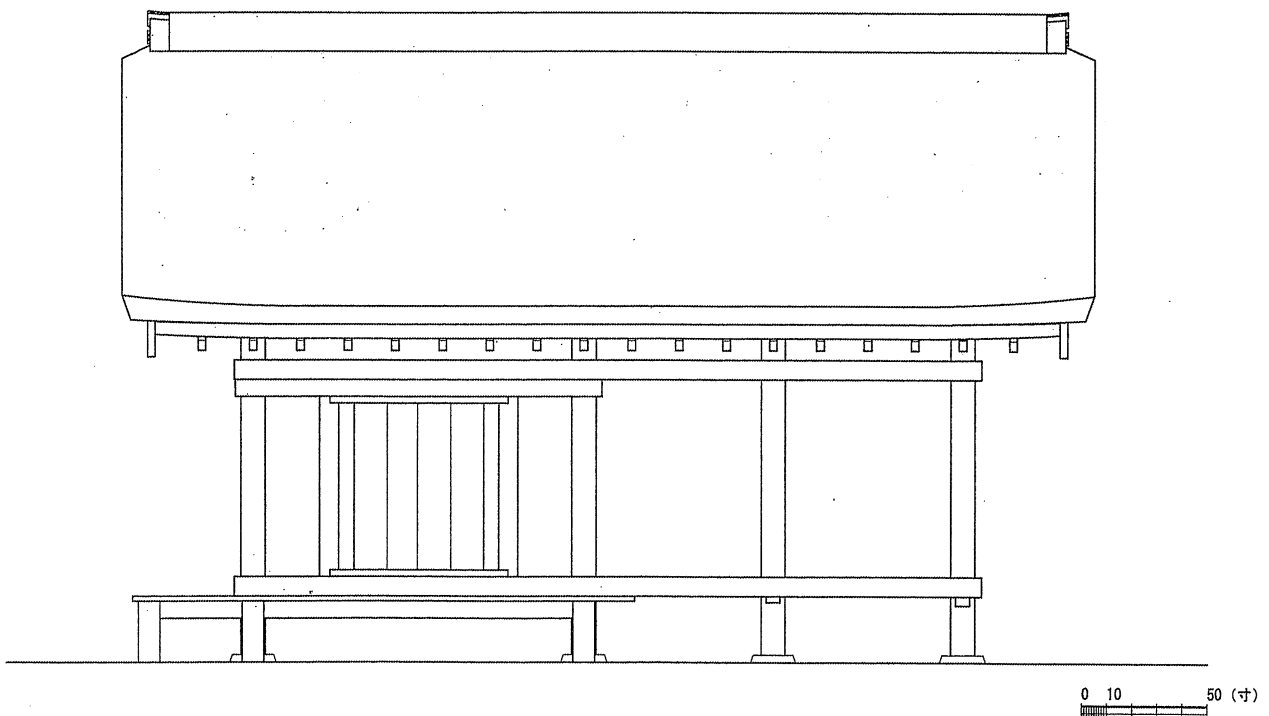


図8 巖島神社御供屋復元北立面図（仁治度）

またあるいは身舎の平側と妻側の一面ずつにそれぞれ一間通りの庇を付した桁行四間、梁間三間の平面の都合三種の平面が想定される。注文された柱が十八本、梁が四支であることから、三種のうち、桁行三間、梁間四間の平面と確定される。なお、桁行五間、梁間二間では柱十六本、梁二支であり、桁行四間、梁間三間では柱十八本、梁三支となる。

次に、柱間寸法を決定したい。桁行柱間は、妻戸及び壁板〔壁板〕・「佐久利板」及び垂木の支割から算定できる。

詳しくは後述するが、内法長押から桁までの間及び内法長押から梁までの間の小壁に使う「壁板」として、「長一丈四尺」と「長九尺」の二種の材木が注文されていること、加えて、縁長押から内法長押までの板壁に使う「佐久利板」としては「長九尺」の板のみが注文されていることに注目したい。小壁に「長一丈四尺」の壁板が使用される柱間については、それに対応する長さの「佐久利板」がないことから、その柱間には妻戸が設けられることが分かる。供物は、陸上より長橋⁽¹⁹⁾を渡り、御供屋へ運ばれ、御供屋で調べられた後、廻廊を通り本社本殿に供えられる。この御供屋の用途から、二具の妻戸は現在も廻廊と長橋との間の通路となつている平の両側の東一間に設けるのが最も有効的な配置である。そして、その妻戸が付く柱間は、「長一丈四尺」の壁板を使う大間であることが分かる。「曆仁材木進状」により復元されるその他の社殿により、壁板は注文された長さを一尺以上切除して使うことが判明している⁽²⁰⁾ので、柱間としては、「長九尺」の壁板を使う柱間は八尺以下、「長一丈四尺」の壁板を使う柱間は一丈三尺以下と考えられる。

巳 佳 口 山

妻戸は、その注文に「脇柱」が挙げられていることから、脇柱を立てることによつて戸口を狭める形式であることが分かる。その場合、妻戸の長押〔冠木〕はその両脇の柱まで達するかもしれないが柱を越えて伸びることが多い。注文では、妻戸の長押は「長一丈五尺」であり、壁板の「長一丈四尺」よりも長いことから、妻戸の長押は柱まで達しているか、もしくは柱を越えて両側から柱を挟むことが明らかである。また、先述したように壁板は少なくとも一尺は切除したと考えられる。そして、妻戸は廻廊へ通じる扉であることから、その妻戸が面していたと考えられる廻廊の折れ曲がり部の柱間一丈三尺

と同長であったと考えられる。したがって、平側東一間は一丈三尺であったとしてよいであろう。

また、平側の残り二間の柱間は、東一間の一丈三尺の垂木の支割から推測することができる。東一間の一丈三尺を今、仮に垂木七支で割ると、一支は一尺八寸五分七厘となる。残り二間の各柱間は、注文された壁板の長さから八尺・七尺五寸・七尺・六尺五寸のいずれかであるとしてよい。いずれにしても、柱間を四支で割らなければ注文された垂木の員数と合わない⁽²¹⁾。一支は、八尺間では二尺、七尺五寸間では一尺八寸七分五厘、七尺間では一尺七寸五分、六尺五寸間では一尺六寸二分五厘となる。これらの中で、先に示した東一間の支割に近いものは、七尺五寸間の場合である。したがって、残りの二間は、垂木の支割寸法がほぼ一致する七尺五寸間であったと算定される。なお、残り二間を四支以外、すなわち五支（三支以下は建物とならない）とすると、東一間も五支となつてしまつて、柱間の大小がなくなるので、ここで算定した支割以外であった可能性は全くない。

次に、梁間の柱間を考えていく。梁間の寸法を決定する上で最も重要な部材は垂木である。注文された垂木の長さで足りる範囲でなければならず、また、垂木の出が長すぎても、短すぎても不適當となる。加えて、垂木は反りのある材木であり、注文された長さをほとんど切除しない部材である。ここでは、「長一丈四尺」の「垂木」と「長九尺」の「母屋垂木」が注文されている。「母屋垂木」すなわち身舎部分の垂木「長九尺」を棟木を拝みとして左右に身舎桁まで架け渡し、垂木勾配を考慮すると、身舎梁間を一丈四尺とするのが適度である。梁間方向の庇柱間に使うのは、「長一丈四尺」の「垂木」の方であつて、勾配及び軒の出を考慮すると、柱間を八尺とするのが適度である⁽²²⁾。

以上のことから、仁治度御供屋の桁行柱間は東一間を一丈三尺とし、残り二間を七尺五寸ずつ、梁間方向の身舎柱間は一丈四尺とし、庇柱間は八尺と推定される。

〔軸部〕

柱 柱十八本 長一丈七尺 口一尺

柱が十八本で、次の項に示すように身舎梁（「梁」）が四支注文されていることから、三間二面の平面は桁行三間、梁間四間と決定できた。身舎柱は、現在の摂社大國神社本殿が神社本殿としては異例の形式であつて、前身の御供屋の規模形式をかなり濃厚に受け継いでいると考えられるので、その身舎柱の長さである一丈五尺二寸と推定でき、仕口を含めると一丈五尺五寸となる。したがつて、材木を一尺五寸切り捨てることとなる。一方、庇柱も摂社大國神社本殿の庇柱の長さである一丈二尺とし、仕口を含めて一丈二尺三寸とする。ここでは、材木を四尺七寸切り捨てることとなる。そして、「口一尺」から、円柱であることが分かる。太さは、成形のため五分削るので、直径九寸五分となる。

梁・繫梁 梁四支 長一丈七尺 方七寸

鴨居四支 長一丈 弘七寸 厚六寸

身舎梁間は一丈四尺と推定でき、梁尻（梁の端部）を柱真から一尺外に出すものと考えられるので、身舎梁（「梁」）の長さは一丈六尺となり、注文された材木を一尺切り縮めることになる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、六寸五分角とされる。

「鴨居」⁽³⁾は、「曆仁材木注進状」に記された社殿のうち、御供屋以外でも樂屋・粥座屋・朝座屋・夏堂に注文されている。これらの社殿は、すべて身舎と庇の構造とする。この「鴨居」は、梁や軒桁・身舎桁・棟木などという主要構造部材の近くに記されていること、五寸五分から七寸程の角材であることから、現在の鴨居、すなわち開口部上部の造作材とは考えにくい。どの社殿も梁が身舎の分しかなく、庇のない社殿には「鴨居」の注文がないことから、この「鴨居」は、庇の繫梁である可能性が高い。また、「曆仁材木注進状」の常行堂においては、「鴨居虹梁」として注文されていることから、「鴨居」が繫梁であることが裏付けられるであろう。

さて、繫梁（「鴨居」）は四支の注文であることから、庇の両端、すなわち妻面にのみ配されると考えられる。梁間方向の庇柱間が八尺であり、梁の端を柱真から一尺外に出すものと考えられるので、八尺五寸三分が必要となる。また繫梁は、身舎柱に差さるので、柄が必要である。径九寸五分の柱に差さ

るのであるから、五寸の柄とすると、九尺三分となり、身舎梁とほぼ同じく九尺七分切り縮めることとなり適当である。太さは幅・成ともに五分ずつ削つて成形し、幅五寸五分・成六寸五分と算定した。通常、梁は上方へ反る虹梁とするものが多いが、注文された材木は細いので、ここでは、反りのない陸梁と考えられる。

各種桁・棟木 桁棟十支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸 ソリ二寸

六尺ヲイテソハニ

「桁棟」は、軒桁・身舎桁・棟木を総称したものと考えられる。軒桁、身舎桁及び棟木は、合わせて五列あるので、一列につき二支を使うことになる。桁行柱間全長は二丈八尺であり、側柱真から蠖羽の破風板までの長さ三尺八寸五分を二倍した両側の蠖羽の出を足すと、軒桁・身舎桁・棟木の長さは三丈五尺七寸必要であることが分かる。一列は「桁棟」二支分であるので、全長四丈四尺の注文である。継手を含めないとすると、一支を一丈七尺八寸五分として使うことになる。なお、往時の手法としては、継手を腰掛鎌継もしくは追掛大柱継とするのが好ましい。その場合、一尺から一尺五寸程の継手が想定される。太さは、幅・成ともに五分ずつ削つて成形し、幅五寸五分・成六寸五分と算定した。また、「六尺ヲイテソハニ」とあるのは、端部から六尺の位置から反り始めることを意味していると考えられ、「ソリ二寸」とあることから、軒の両端が二寸反り上がっていたことが分かる。

縁長押・内法長押 長押三十五支内 二十支 長二丈四尺 方八寸

十五支 長一丈八尺 方八寸

ここに挙げられた長押は、縁長押と内法長押に使用するものである。長押は、近世以降の住宅を除けば、柱のない部分では継ぐことをしないので、基本的に柱真で継ぐことにする。

まず、縁長押は、身舎と庇を合わせた四面に廻らせる。桁行方向には、「長二丈四尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使うものと考えられる。梁間方向でも「長二丈四尺」の長押一支を繋いで使うものと考え一丈八尺」の長押四支を使うことになる。次に、身舎廻りの内法長押には、

桁行方向に「長二丈四尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使う。梁間方向には「長一丈八尺」の長押一支を使う。したがって、「長二丈四尺」の長押四支、「長一丈八尺」の長押八支を使うことになる。さらに、庇廻りでは、身舎境の入側柱列にはすでに身舎廻りに於いて内法長押を算定したので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行方向には「長二丈四尺」の長押一支と「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使う。梁間方向には外側に「長二丈四尺」の長押一支を使い、内側には「長一丈八尺」の長押半支を使うことにする。したがって、庇二面では、「長二丈四尺」の長押八支、「長一丈八尺」の長押二支を使うことになる。以上、使用するすべての長押は、「長二丈四尺」の長押二十支、「長一丈八尺」の長押十四支となる。そうすると、「長一丈八尺」の長押が一支余るが、予備としてよいであろう。

太さは、幅・成ともに五分ずつ削って成形し幅七寸五分・成七寸五分のほぼ台形断面とされる。

無目鴨居 柱貫六支 長一丈五尺 四五

現在、柱貫は頭貫の異称であるが、ここで「柱貫」として注文された材木では頭貫として細すぎる。ここでは、内法長押の下端を隠す無目鴨居がないので、おそらくそれに相当するものと考えられる⁽⁴⁾。ここでは、内法長押のうち、その下を板壁とする場合は無目鴨居を付ける必要はない。また、後述するように、御供屋の場合、側柱において妻戸以外は板壁とする。したがって、無目鴨居は身舎・庇境の柱列にのみ必要である。すなわち、六支必要であり、注文された員数と合致する。

桁行の東一間では、注文された「長一丈五尺」を一丈二尺五分として使い、仕口を控除すると二尺七寸五分切除して使うことになる。残り二間では、「長一丈五尺」を六尺五寸五分として使い、八尺二寸五分切除して使うことになる。なお、注文された無目鴨居は東一間の大間分を基準としており、残りの柱間は、注文された長さを贅沢に使うことが分かる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削って、幅三寸五分・成四寸五分とされる。

壁板 佐久利板百廿枚 長九尺 弘一尺二寸 厚一寸五分

壁板二十五枚内 四枚 長一丈四尺 弘一尺二寸 厚一寸五分

二十一枚 長九尺 弘一尺二寸 厚一寸五分

まず、「佐久利板」は決板のことで、縁長押上から内法長押下までに嵌る横羽目のことである。建具は妻戸二本のみで、連子窓等の窓材は注文されていない。したがって、側柱筋において、妻戸以外の部分は横羽目の板壁であったと考えられる。その横羽目とする柱間は十二あり、八尺間、七尺五寸間、七尺間のいずれかである。これらすべての柱間は注文された「長九尺」の「佐久利板」で賄うことができ、桁行方向西二間及び梁間方向両脇間においては、「佐久利板」を九枚ずつ、梁間方向中央二間においては、十二枚ずつ使うことになる。したがって、注文された員数に合致する。

八尺間においては、注文された「長九尺」の「佐久利板」は柱径を控除すると七尺五分となり、柱への仕口左右一寸五分ずつを加えて七尺三寸五分となるので、一尺七寸五分切除することとなる。また、七尺五寸間でも同様にすると六尺八寸五分となり、二尺二寸五分切除することとなる。七尺間では六尺三寸五分となり二尺七寸五分切除することとなる。幅は一寸切除し、注文された「弘一尺二寸」を一尺として使い、板どうしの継手を一寸作り出すものと考えられる。

次に、「壁板」は、桁行方向における内法長押上から桁下の小壁及び梁間方向における内法長押上から梁下の小壁のものと考えられる。壁板は、「長一丈四尺」と「長九尺」の二種が注文されており、「長一丈四尺」は、桁行東一間の大間に使われ、「長九尺」は、それ以外の柱間に使われると考えられる。したがって、「長一丈四尺」は、桁行方向に四箇所、「長九尺」は桁行方向に八箇所、梁間方向に八箇所使うことになる。以上に挙げた場所に一枚ずつ使うと、「長一丈四尺」の壁板は注文された員数と合致し、「長九尺」の壁板は注文された員数では五枚余る。その余分な五枚は、身舎妻壁及び繫梁上の小壁に使うと考えてよいが、それは合計八箇所あり、三枚が不足するようにも見えるが、妻壁は三角形であり、豕扱首によってさらに小さく分割されるので、実際に不足はしない。

桁行東一間においては、「長一丈四尺」を柱径を控除すると一丈二尺五分と

なり、柱への仕口左右一寸五分ずつを加えて一丈二尺三寸五分となるので、一尺六寸五分切除することになる。また、八尺間でも同様にすると、七尺三寸五分となり、一尺七寸五分切除することとなる。また、七尺五寸間でも同様にすると、六尺八寸五分となり、二尺二寸五分切除することとなり、七尺間では六尺三寸五分とし、二尺七寸五分切除するものとされる。

〔妻飾及び小屋〕

冢扱首 宇立四支 長四尺 弘八寸 厚三寸

猪子差八支 長七尺 弘六寸 厚三寸

「猪子差」は、イノコサスと読めるので、冢扱首を意味するものとしてよい。「曆仁材木注進状」において、「猪子差」は常に「宇立」と対で挙げられており、「猪子差」二支に付き「宇立」一支が注文されている。したがって、「猪子差」は冢扱首の扱首竿、「宇立」は扱首束であると考えられる。

扱首束四支に対して、扱首竿が八支であるので、四支ある各梁上に冢扱首が一组ずつ置かれることになり、注文された員数に合致する。

扱首束は、「長四尺」を三尺として使い、仕口を控除して七寸切除するものと考えられる。幅と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うものとされる。扱首竿は「長七尺」を六尺二寸とし、幅と厚みは注文された寸法をそのまま使うものと考えられる。なお、この冢扱首は、通常のものに比べて厚みが三寸と薄い⁽²⁵⁾。これは、「曆仁材木注進状」に記された楽屋及び朝座屋と同様である。

化粧垂木 垂木三十六支 長一丈四尺 弘四寸五分 厚三寸五分

ソリ二寸五分

母屋垂木三十五支 長九尺 弘四寸 厚三寸

化粧垂木は、「垂木」と「母屋垂木」の二種が注文されている。「垂木」が「長一丈四尺」であるのに対して、「母屋垂木」は「長九尺」と短い。したがって、「垂木」は、軒桁に掛かり、軒先まで出る化粧垂木のこと、「母屋垂木」は身舎部分にだけ掛かり、軒まで出ない化粧垂木、すなわち棟木と身舎・庇境の身舎桁との間に掛かる化粧垂木のことであるとしてよい。一般的に、切妻造の建築では、両流に同数の化粧垂木を使う。それゆえに、化粧垂木の

員数は偶数でなければならない。材木注文に記された「垂木」が三十六支であるのに対して、「母屋垂木」は三十五支である。御供屋は切妻造とするので、「母屋垂木三十五支」は明らかに誤記であり、「垂木」と同じく三十六支であるとしてよい。ここでは、「垂木」と「母屋垂木」を、ともに三十六支として考察していくことにしたい。

化粧垂木は注文された数の半分の十八支が、桁行方向に並ぶ支数であるので、東一間は七支で割り、残り二間は四支ずつで割る疎垂木とするしかない。その結果、蠖羽の出はそれぞれ二支分（ただし端部は破風板となるので、垂木の注文は一支半と算定する）となる。「曆仁材木注進状」により復元される仁治度廻廊において、注文された化粧垂木にほとんど無駄はなく、材長の最大限を使う。ここでもそれに則ると、化粧垂木の軒桁からの出は四尺五寸とするのが適当である。化粧垂木の出を四尺五寸とすると、注文された「長一丈四尺」の「垂木」を一丈三尺四寸程として使うことになる。一方、身舎では注文された「長九尺」の「母屋垂木」を八尺二寸程として使い、仕口を控除するとほとんど切除分はない。「垂木」も「母屋垂木」も過不足なく、合理的であると言える。太さは、幅・成ともに五分ずつ削って、「垂木」は幅三寸・成四寸、「母屋垂木」は幅二寸五分・成三寸五分とされる。御供屋の場合、「垂木」と「母屋垂木」はともに化粧垂木として見せるものである。「母屋垂木」の方が幅・成ともに五分ずつ細い材木が注文されているのは注目に値する⁽²⁶⁾。

木舞 木舞五十支 長二丈二尺 四三寸

木舞は、身舎桁・軒桁及び棟木と同様の長さが必要である。桁行方向の蠖羽を含めた総長は三丈五尺七寸である。この総長三丈五尺七寸には、注文された木舞が少なくとも二支必要となる。したがって、一列に二支使うので、五十支では二十五列できることになるが、切妻造の社殿の場合、木舞は両流に同列ずつ必要である。二十五列では、両流で対称とならないので、これは注文間違いとしてよいであろう。余裕をみて、五十支の注文内で建てるものとすれば、片流に十二列ずつ、都合四十八支使うものと考えられる。

注文された「長二丈二尺」の木舞を一丈七尺八寸五分として使い、その継

手を控除すると三尺一寸五分程切除するものと考えられる。太さは、幅・成ともに五分ずつ成形して、幅三寸五分・成二寸五分とされる。

茅負 萱居四支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸 ソリ三寸ソハニ

「萱」は「茅」の異体字であり、「萱居」はカヤイと読み、茅負を意味すると考えてよい。御供屋は切妻造であるので、茅負は片流につき一列ずつ必要である。ここでは、全部で四支あり、一列に二支ずつ使うことが分かる。四支すべてに反りがある。茅負も木舞と同様に、身舎桁・軒桁及び棟木と同じ長さが必要であり、それらと同じ「長二丈二尺」が注文されている。

総長三丈五尺七寸を注文された「長二丈二尺」の茅負二支で繋ぐので、その一支を一丈七尺八寸五分として使い、継手を控除して三尺一寸五分程切除して使うものと考えられる。太さは、幅・成ともに五分ずつ成形し、幅五寸五分・成六寸五分とされ、中世の建築であるのでそれよりさらに入隅に切り取ったL字形断面であろう。

垂木裏板 裏板百二十枚内 六十枚 長一丈三尺 二寸半

六十枚 長九尺 二寸半

天井の用材は注文されていないので、化粧屋根裏としていたことが確定される。したがって、単に「裏板」とあるのは、天井裏板ではなく、垂木裏板としてよい。垂木裏板は化粧垂木上に載るため、「長一丈三尺」の垂木裏板が「垂木」に載り、「長九尺」の垂木裏板が「母屋垂木」に載ることが分かる。

「長一丈三尺」の長い垂木裏板は、「垂木」よりも一尺短い注文であり、「長九尺」の短い垂木裏板は、「母屋垂木」と同長の注文である。長い垂木裏板は茅負の位置までよいので、垂木よりも短くてよい。したがって、注文された垂木裏板の長さは適当である。垂木裏板も身舎桁・軒桁及び棟木等と同様に蟬羽を含めて桁行三丈五尺七寸が必要である。注文において幅は欠落しているが、総長三丈五尺七寸に三十枚の垂木裏板を載せるので、垂木裏板一枚は、その幅を一尺一寸九分とし、継手を含めると、一尺三寸として使うこととなる。したがって、注文にある「二寸半」の意図することは明確にはし難いが、二寸半の差違のある一尺三寸から一尺五寸程の幅の板を注文しているのかもしれない。「二寸半」が板の厚みを表しているとは考え難く、他の社殿と同等

山 口 佳 巳

とし、厚みは一寸五分とされる。

破風板 破風板八枚内 四枚 長一丈六尺 弘一尺四寸 厚三寸

四枚 長一丈 弘一尺四寸 厚三寸

御供屋は切妻造なので、破風板は両端に同数が必要である。妻一面につき、四枚の破風板を使い、化粧垂木と同様に長い材木と短い材木が注文されているので、それぞれ「垂木」、「母屋垂木」の位置に使うことが分かる。したがって、身舎と庇で別々の破風板を使い、身舎桁の位置で継いでいたものと考えられる。「垂木」の位置に使う破風板は注文された「垂木」の長さよりも二尺長い。これは、「垂木」よりも破風板の出が少し長いためであるのとともに、大きく反り増しするためであると考えられる。反りのない材木から反りを作り出すには、少し長く、幅の広い材木が必要である。また、「母屋垂木」の位置に使うものは「長一丈」と「母屋垂木」よりも一尺長い材木が注文されている。幅は一律ではないが、端部の最も広い所で一尺三寸五分とし、中心部辺りの最も狭い所で一尺二寸と考えられる。厚みはそのまま三寸として使うものとされる。

野垂木 立竿十八支 長二丈二尺 四五

「曆仁材木注進状」において、「立竿」は小屋を持つすべての社殿に注文されており、また、それぞれの注文の最後の方に記されることから、主要構造部材である可能性は低い。その長さから野垂木と考えられる。

野垂木はすべて同じ長さの材木が十八支あるので、片流につき九支ずつ、桁行の東一間は四支で割り、残り二間は二支ずつで割るものとされる。残り半支ずつが蟬羽の分であるが、これは端部の算定上で生じるもので、実際にはない。「長二丈二尺」を、二丈一尺五寸として使い、仕口を控除すると、ほとんど切除せずに使用することになる。小屋内の部材であるので成形せず、太さはそのまま幅四寸・成五寸とされる。

小屋束・野母屋桁・野棟木 木枕二十支 長二丈二尺 四三寸

「曆仁材木注進状」において、「木枕」は必ず「立竿」とともに挙げられている。その名称から、「立竿」すなわち野垂木の枕、つまり野母屋桁・野棟木・小屋束を指していると考えられる。

野棟木や野母屋桁に使う場合、総長三丈五尺七寸必要である。注文されたのは「長二丈二尺」であるので一列につき二丈ずつ使うとしてよい。小屋束として使う場合は必要な長さに切り縮めて使ったと考えられる。小屋内の部材であるので成形せず、太さはそのまま幅四寸・成三寸とされる。

土居葺柿板 借葺樽千寸
「借葺」は「仮葺」の当て字で、「樽」は薄い板（柿板）を意味する。したがって、「借葺料樽」は仮葺用の柿板すなわち土居葺用の柿板である。土居葺の柿板は、一枚ずつの幅や厚さが決まっていたようで、柿板の厚さを積み重ねると一〇〇〇寸になるという意味なのであろう⁽²⁷⁾。

〔床〕

大引・足固貫・根太 足固十二支 長二丈三尺 弘七寸 厚六寸
下桁三十六支内 十八支 長二丈五尺 弘六寸

厚五寸 十八支 長二丈 弘六寸 厚五寸

「足固」は「下桁」と比べて、材が太くて員数が少ないので、身舎や庇の内部に渡される大引と身舎と庇の周縁部に渡される足固貫を指すものと考えられる。現在では、床板を支えるだけの大引と柱の根元を固める足固貫を区別しているが、両者ともに床下において柱に差し込まれる同等の太さの部材であるので、材木注文では区別をしていない。「下桁」は、細くて数が多いので、床板を支える根太を指すものと考えられる。

まず、大引は、桁行方向中央間面脇の柱筋の二列が必要である。足固貫は、四周の側柱筋と身舎・庇境の柱筋の六列が必要である。大引も足固貫も、注文された「長二丈三尺」の「足固」を一列につき一支半ずつ使うと、八列で合計十二支となり、注文された員数に合致する。大引と梁間方向に使う足固貫は、「長二丈三尺」の一支と半支を繋ぎ、その継手仕口を含めて三丈二尺程必要である。桁行方向の足固貫も、「長二丈三尺」の一支と半支を繋ぎ、継手仕口を含めて三丈程必要である。半支として使う材もあるので、切除する長さ是一定ではないが、二―三尺程となる。床下の材木であり、人目に触れないので、注文された太さをそのまま使うことにし、幅六寸・成七寸とされる。

そして、根太は、二種の長さの材木が注文されている。したがって、一列につき「長二丈五尺」一支と「長二丈」一支を繋いで使い、それが十八列できると考えられる。庇には五支ずつ、身舎には八支をすべて桁行方向に配することになる。「長二丈五尺」を西側二間に渡し、「長二丈」を東一間の大間に渡したものと考えられる。長さは、一支につき八尺程切除して使うことになる。また、床下の材木であるので、注文された太さをそのまま使うものと考えられ、幅五寸・成六寸とされる。

床板 板敷板五十枚 長二丈二尺 弘一尺四寸 厚二寸

「長二丈二尺」の注文であるので、梁間方向に一列につき二枚ずつ継いで敷いていくものと考えられる。つまり、一列につき、「長二丈二尺」を身舎部分の一丈四尺に一枚、庇は二分割して八尺の板二枚の一丈六尺とし、六尺ないし八尺切除して使うことになる。幅の総長は二丈七尺八寸五分であり、一枚につき「弘一尺四寸」を一尺一寸一分程とし、継目の相決を控除すると二寸程切除することになる。厚さはそのまま二寸として使うと考えられる。

〔造作〕

斗 斗木一支 長六尺 方八寸

斗は、比較的小さな方形に近い部材であるが、「長六尺」の材木一支だけが注文されているので、これを分割して使うものとしてよい。この斗は、柱上に載せる大斗か、もしくは豕扱首上に載せる斗のいずれかが想定される。大斗の場合、妻面中央柱を除く十六本の柱上にすべて用いることになる。「長六尺」の材木を十六等分すると、最大でも木口側の斗幅八寸・平側の斗幅三寸七分五厘の薄く小さな大斗にしかならず不適当である。したがって、豕扱首上に載る斗四個分の材木であるとしてよい。

豕扱首上に載る斗であるならば、木口側（桁行方向）の斗尻幅は豕扱首の厚みと同じ三寸と決まるので、斗幅もそれに合わせて五寸としてよい。また、平側（梁間方向）は豕扱首との釣り合いを考えて、斗幅一尺一寸・斗尻幅八寸とされる。また、斗の成は「方八寸」の材木であるので七寸五分とされる。

舟肘木 舷木十六支 長五尺 方六寸

舟肘木として十六支が注文されている。妻面中央柱を除くすべての柱上に

舟肘木を載せることができる。

舟肘木の長さは柱の太さや最も短い柱間寸法との比率を考えて、注文された「長五尺」を三尺六寸とし、一尺四寸切除して使うものと考えられる。太さは、「方六寸」の注文であるので中央部で幅・成ともに五寸五分とされる。

妻戸 妻戸二本具 脇柱四本 長九尺 方八寸

冠木四支 長一丈五尺 方七寸

方立四枚 長八尺 弘一尺 厚二寸

間草鼠走四支 長八尺 弘五寸 厚二寸五分

戸板八枚 長八尺 弘一尺五寸 厚二寸 ヒ□カサテ

前述したように、壁板の材木から、東一間の大間（一丈三尺）に妻戸を設けると考えられる。また、「妻戸二本具」とあることから、妻戸は二箇所に設けることが確定され、東一間の大間の南面と北面に対称的に設けるものとしてよい。

妻戸の用材として「脇柱」が注文されていることから、脇柱を使って戸口を狭める形式としていたと考えられる。脇柱は、妻戸一本につき二本の注文であり、適当である。また、「冠木」は通常、門において戸板を上部で吊るための部材をいう。妻戸にある場合、その形状から戸口上方の長押である。したがって、柱を内外から挟むので、妻戸一本につき二支、都合四支必要であり、注文された員数と合致する。方立は、脇柱の内法に添えるもので、妻戸一本につき二枚、都合四枚必要であり、注文された員数と合致する。「間草鼠走」は、間草（楣）が上部、鼠走が下部にある戸板の当たりである。妻戸一本につき二支、都合四支が必要であり、注文された員数と合致する。

脇柱は、注文された「長九尺」を想定される戸口内法高から七尺五寸五分として使い、仕口を控除して七寸切除して使うことになる。太さは、正面幅・側面幅ともに五分ずつ削り、七寸五分角とし、当時の手法に従って一寸七分の大面を取ると考えられる。

長押は、注文された「長一丈五尺」を六寸切除して一丈四尺四寸として使う。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、幅・成ともに六寸五分とされる。

山 口 佳 巳

その上で、長押後背面の不要な部分を削り、当時の長押の形状によりほぼ台

形断面と考えられる。

方立は、注文された「長八尺」を戸板の長さと同しい六尺九寸とし、仕口を控除して一尺切除して使うものとされ、幅は九寸とし、柱に一寸の決を施して嵌めるため切除しないことにし、厚みはそのまま二寸と考えられる。

間草と鼠走は、注文された「長八尺」を脇柱内法として想定される七尺として使い、継手を含めて八寸程切除することになる。太さは、注文された寸法が小さいので、そのまま幅二寸五分・成五寸として使うものと考えられる。

戸板は、一枚につき注文された板を二枚継いで使うものである。「長八尺」を六尺九寸とし、一尺程切除することになる。幅は、板どうしを相決で継ぐので、一寸削り、一寸継手とするので一尺三寸とされ、厚さは注文された寸法をそのまま使い二寸とされる。なお、端喰の材が注文されていないが、小部材であるので脱漏したと考えられる。

〔廻縁〕

縁束 大床柱十二本 長七尺 口九寸

「大床」は廻縁を意味するので、「大床柱」は縁束のことである。廻縁を社殿の四周に廻らせるためには、縁束は二十二本必要である⁽⁸⁾。ここでは、十二本しかないので、廻縁は社殿の一部に付くと考えられる。御供屋の場合、社殿の背面には廻縁は必要ない。廻縁が必要なのは、廻廊及び長橋に接続する部分である。したがって、主に社殿の正面側（東側）に必要である。十二本の縁束は、妻面中央柱を除く正面の側柱と対応する位置に一本ずつ、隅に一本ずつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間に一本ずつ使えば、注文された員数と合致する。桁行東一間は、妻戸を設け最も人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間に一本の縁束を加えて廻縁を強固とした可能性がある。

「長七尺」は、柱の長さに比べて縁束としては長い。したがって、縁束は掘立柱とした可能性がある。「長七尺」を廻廊の床高などから地上二尺三寸五分とし、地中に一尺埋めるとすると、三尺六寸五分切除することになる。「口九寸」から現状とは相違する円柱であったことが分かり、太さは、五分削って、直径八寸五分とされる。

縁葛・縁板掛 大床桁八支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸

「大床桁」は大床の桁すなわち縁葛や縁板掛を意味すると考えてよい。縁葛と縁板掛は、注文された「長二丈二尺」を桁行方向に一支ずつ使い、梁間方向に二支ずつ繋いで使うことにすれば、注文された員数と合致する。

縁葛は、桁行方向において、「長二丈二尺」を一丈七尺五寸とし、四尺五寸切除して使う。梁間方向においては、一支を一丈九尺三寸の二本継ぎとし、継手を切除して二尺五寸程切除して使うものと考えられる。縁葛は床下の部材であるが、人目に触れるので、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅五寸五分・成六寸五分とされる。

縁板掛は、桁行方向において、「長二丈二尺」を一丈三尺七寸とし、六尺五寸程切除して使い、梁間方向においては、一支を一丈五尺七寸とし、継手を切除して六尺程切除して使うことになる。縁板掛は人目に触れないので、注文された寸法をそのまま使い、幅六寸・成七寸とされる。

縁繫 張桁二十支 長六尺 四五

廻縁の用材として注文された「大床柱」・「大床桁」に続いて挙げられている「張桁」は、柱と縁束及び縁板掛と縁葛を繋ぐ縁繫と考えられる。したがって、柱と縁束を結ぶ十支の縁繫を使うことになる。残りの十支は、縁板掛と縁葛（東端一間の中央間は縁束）に渡すものと考えられる。つまり、桁行方向東端一間の中間に一支ずつ、梁間方向の身舎中間に四支、庇柱中間に二支ずつ配すことになる。二箇所の間部においては、「長六尺」を切除せずに使うことになる。その他の縁繫は、「長六尺」を三尺八寸八分とし、二尺一寸二分切除して使う。太さは、人目に触れない床下であるので、注文された寸法をそのまま使い、幅四寸・成五寸とされる。

縁板 延板十五枚内 四枚 長二丈二尺 弘一尺五寸 厚三寸

十一枚 長二丈二尺 弘一尺五寸 厚二寸

「延板」はエンイタ、すなわち縁板のことである。縁板は、「長二丈二尺」という長い材木が注文されていることからして、樽縁である。また、厚みの異なる二種の材木が注文されている。厚い方の「厚三寸」は、通路として使用する場所に使われたと考えられる。したがって、その三寸の厚みの板は、

各妻戸前に二枚ずつ敷くものである。薄い方の「厚二寸」の材木が十一枚注文されており、妻面に三列ずつ敷くことにすると、十二枚使うことになる。残りの三枚は廻廊との接続部に使用するのもかもしれない。

長さは、それぞれ不必要な分を削って使用し、幅は一尺削って一尺四寸とし、厚みは注文された寸法をそのまま使うものと考えられる。

〔屋根〕

檜皮 檜皮七十五井

「曆仁材木注進状」に記された廻廊の檜皮の項に「五尺井繩」とあり、五尺の縄で檜皮を括って一束としていたと考えられる。ここではその記述がないが、同じ檜皮を注文するので、同じ方法で数えられた単位としておく。したがって、五尺の縄で括って七十五束分が必要であったとされる。

〔不足材木〕

裏甲

裏甲は屋根を葺くために必要であるが、ここではその注文が記されていない。それゆえに、幅七寸・成一寸五分の太さで、桁行の椽羽まで含めた全長三丈五尺七寸の裏甲を復元図に付けることにした。

懸魚

通常、破風のある社殿には懸魚が付く。御供屋は、重要な付属社殿であり、また、仁安創建時から存在する中心的社殿であることから、格式の高い猪目懸魚が付いていたと考えられる。

〔大棟〕

「曆仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるため、木造の瓦木とは異なる瓦製の棟の注文はない。ここでは、瓦木の注文がないので、大棟が瓦棟であったと判断できる。大棟の端部は、京都地方では檜皮葺の建築のほとんどが獅子口を用い、瓦葺の建築には鬼瓦を用いるので、獅子口を付けていたものと考えられる。

〔二〕仁治度御供屋の概要

以上に述べてきた仁治度御供屋の復元考察の結果をまとめると次のようになる。桁行三間（二丈八尺）、梁間四間（三丈）の桁行よりも梁間を僅かに広

くとするほば方形の平面である。桁行三間、梁間二間の身舎の両側面に一間通りの庇を付けた形式で、三間二面の切妻造(両流造)、平入である。両側面の東一間のみ妻戸とし、廻廊と長橋へ続く通路となる。その他の柱間はすべて板壁とする。

礎石建とし、円柱を据える。身舎の棟通りは、妻面にのみ柱を設け、身舎内の柱は省略する。大引・足固貫及び根太で床板を支持する。床板は縁長押と同高になるよう、根太上に載せる。身舎廻り、庇の身舎境を除く三面に内法長押を廻らせる。身舎・庇境の内法長押にのみ、下端に無目鴨居を配し、長押どうしの隙間を隠す。妻面中央柱を除くすべての柱上には舟肘木を置く。梁尻は舟肘木と桁の間に通す。身舎梁上はすべて豕叔首とする。豕叔首上は斗を置き、その上に棟木を載せる。身舎と庇はともに化粧屋根裏とする。一軒疎垂木とし、垂木には反りを付ける。垂木上には茅負・木舞・垂木裏板を載せる。小屋は、小屋東・野母屋桁・野棟木・野垂木から成る。猪目懸魚とする。柿葺の土居葺とし、檜皮を葺く。大棟は瓦棟とし、端部に獅子口を付す。

六、仁治度御供屋の特色

ここでは、仁治度御供屋が現在の摂社大国神社本殿と異なる点及び特筆すべき点について記すことにする。

まず、現在とは平面の大きさがやや異なる。間面記法で記すと三間二面と同一となるが、現在は桁行二丈九尺三寸、梁間三丈一尺四寸とするのに対し、仁治度御供屋は桁行二丈八尺、梁間三丈と少し小さい。これは、摂社大国神社本殿を建てる際、完璧に支割によって柱間寸法を決定したためと考えられ、室町時代の時代的特色を示すものである。

また、現在は妻入とするのに対して、仁治度御供屋は平入とする。これは、仁治度においては、東一間に妻戸を建て、その他の柱間は板壁としていたので正面は北側であったが、再建の際、東一間通りを開放とし、身舎西端一間に祭壇を設け、その内部に玉殿を安置したことで正面が東側となったためである。

次に、現在は廻縁を正面だけでなく、後方に位置する摂社天神社本殿へ続くようにも廻らせ、廻廊及び長橋への接続部は廻縁とはせず、単なる板敷としているが、仁治度御供屋では廻縁として社殿の正面及び側面の東一間に付く。この変化は、弘治二年(一五五六)に毛利隆元によって「天満宮」(現在の摂社天神社本殿)が、御供屋後方に建立されたことにより、御供屋の南側が天満宮への廊下とされたためであろう。

現在は、正面には板壁や建具を設けず開放とし、両側面において、東一間は開放、西二間は連子窓とし、背面は板壁とするが、仁治度御供屋は両側面の東一間に妻戸を設け、その他はすべて板壁とする。仁治度は、妻戸を閉めてしまうと、内部に光は入らない構造になっていた。おそらく、御供屋としての実質的な機能を失い、陸上から長橋を通って供物を運ぶ際の通路となつたため、現在のように柱間の多くを開放もしくは連子窓としたのであろう。また、現在は板壁の上下には付鴨居及び半長押があるが、仁治度御供屋において、板壁の部分には付鴨居や半長押は時代的な特色として存在しなかったことが分かる。

現在、内法長押は社殿の身舎と庇を取り囲む四周に廻らされ、さらに、身舎廻りにも四周に廻らされているので、身舎の妻面において、二重に内法長押が廻らされている。仁治度御供屋では、不必要な二重の内法長押とはせず、それぞれ一重に廻らせてあったと推定される。

現在、舟肘木はすべての柱上にあるが、仁治度御供屋では、妻面中央柱上には舟肘木を置かない。

現在、身舎梁・繫梁はともに室町時代好みの成の高い長方形断面の部材としているが、仁治度御供屋は、梁は正方形断面、またはそれに近い断面とする。これは、時代差によるものである。

現在は、大棟を瓦棟とし、端部には鬼板を付けるが、仁治度御供屋は、大棟の端部は獅子口と推察される。また、現在梅鉢懸魚としているが、仁治度御供屋はその格式から猪目懸魚が相応と考えられる。

以上のように、細部において、現在の摂社大国神社本殿は仁治度御供屋を完全に踏襲しているとは言い難い。しかし、社殿全体の規模形式は一致し、

大きさもほぼ同じであり、組物を簡単な舟肘木とすること、一軒疎垂木とすること、化粧屋根裏とすること、妻飾を冢扱首とすること、野屋根が狭いこと、廻縁を設けることなど、基本的な構造は共通する点が多い。したがって、永禄五年の再建に際して、旧来の御供屋の規模形式を踏襲しつつ、機能の変化及び時代の変化に応じて細部意匠を改めたものと考えられる。

七、むすび

復元考察の結果、永禄五年に再建された撰社大国神社本殿は、仁治度御供屋の三間二面という規模及び基本的な構造をよく踏襲するものと言える。しかし、細部意匠に関しては、再建当時の建築様式に従ったことによる変化が認められる。また、仁治度御供屋は、すべての身舎梁上を冢扱首とし、その厚みを上に載る斗とともに薄いものとするのは、「曆仁材木注進状」により復元される他の社殿と共通する点であり、殿島神社の社殿の特色として、あるいは中世の社寺建築の特色として注目に値する。

撰社大国神社本殿は、内部に玉殿を安置している点を除いて、規模形式や構造・意匠などが一般的な神社本殿とは性格を大きく異にする。神社建築史上で、本殿として極めて異例の形式と見られてはいたが、その形式についての考究は全くなされてこなかった。本稿において、その前身である仁治度御供屋との濃厚な共通点が明らかとなり、その異例の形式は、本来御供屋であったことによるものと判明した。また、切妻造であるのに、梁間よりも桁行を短くするのは、仁安度に五間二面であった規模を仁治度に三間二面に縮小し、桁行を二間短くしたために生じたものである可能性をここに指摘してきたい。

- (1) 福山敏男「殿島神社の社殿」〔日本建築史研究〕墨水書房、昭和四十七年、所収
- (2) 三浦正幸監修『広島県の神社建築』(広島県青年神職会、平成十四年)
- (3) 山口佳巳「仁治度殿島神社御供屋の復元」〔中国四国歴史学地理学協会年報〕第二号、中国四国歴史学地理学協会、平成十八年

- (4) 稲垣栄三「殿島神社本社本殿・撰社客人神社本殿その他社殿」〔日本建築史基礎資料集成〕二社殿Ⅱ、中央公論美術出版、昭和四十七年、所収
- (5) 史料通信叢誌第巻編殿島誌所収文書一〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収
- (6) 殿島神社は、古来より内宮と外宮に分かれていた。宮島に所在する現在の殿島神社が内宮、対岸の地御前に所在する地御前神社が外宮である。
- (7) 曆仁二年(一二三九)「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」(新出殿島文書一二三、〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)、仁治元年(一二四〇)「伊都岐島社内外宮造畢并未造殿舎注進状案」(殿島野坂文書一八六一、〔広島県史〕古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)、仁治二年(一二四一)「伊都岐嶋社神官等申状案」(殿島野坂文書一八六二、〔広島県史〕古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)、「伊都岐島社神官等申状案」(新出殿島文書一〇三、〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)がある。このうち、後者の三通は、すべて異本関係にある。
- (8) 仁治度までの御供屋が、後の大黒(現在の撰社大国神社本殿)に相当することについては、紙幅の都合上、別稿としたい。
- (9) 「房頭覚書」〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収。
西ノ年大晦夜、西ノ廻廊ヨリ大黒ノアタマテ^{ウラ}火事焼ル、其節本願伊与大願寺尊尊
戊申ノ歳ニ廻廊立調也、(以下略)
- (10) 「房頭覚書」〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収。
御本地観音堂之事、去天文十年五月四日七日ノ大水山河クつれ、社頭廻砂ハマル
間、(以下略)
- (11) 永禄五年(一五六二)の棟札写〔宮島町史〕特論編・建築、平成九年、所収)による。
- (12) 明治の神仏分離の際、「大黒天」が仏教的であるとされたため、「大国」すなわち
大國主命を祭る社として用字の変更がなされたと考えられる。
- (13) 祭壇廻りにおいて、その正面には格子の両引戸が建つので、通常の鴨居が嵌り、
その他は板壁とするので付鴨居を配す。
- (14) 京呂組は、十七世紀中期から十八世紀前期に発明されたとされている。大国神社
本殿が京呂組とするのは、それ以降に改変されたものと考えられる。
- (15) 広義では、冢扱首は扱首束のあるものだけでなく、ないものも含むが、本稿では、
扱首束のあるもののみを意味するものとした。

- (16) 新出敵島文書一三三(「広島県史」古代中世資料編III、昭和五十三年、所収)
- (17) 延慶二年(一三〇九)の「春日権現験記絵」や応長元年(一三二二)の「松崎天神縁起」などに見られる。
- (18) 三浦正幸「間面記法の運用に関する考察」(「佛教藝術」二七〇号、毎日新聞社、平成十五年)
- (19) 「曆仁材木注進状」をはじめとして仁治度の文書には、「平橋」と記されている。なお、現存の長橋は石造とする橋脚のみ十六世紀のものである。
- (20) 山口佳巳「仁治度敵島神社廻廊の復元」(「日本建築学会学術講演梗概集」日本建築学会、平成十七年)、山口佳巳・三浦正幸「敵島神社廃絶社殿の復元的研究―仁治度再建社殿について―」(「内海文化研究紀要」第三四号、広島大学大学院文学研究科内海文化研究施設、平成十八年)、山口佳巳「仁治度敵島神社楽屋の復元」(「日本建築学会学術講演梗概集」、日本建築学会、平成十八年)を参照されたい。
- (21) 詳しくは後述するが、注文より片流に十八支となり、東一間を七支、残り二間を四支ずつ、両側の蟻羽垂木を一支半ずつと算定される。なお、蟻羽垂木が一支半となるのは、柱の真打ちに配する陳垂木であるため、柱上の垂木を半支と数えるためである。
- (22) 後述するように、化粧垂木の注文においては、材長にあまり余裕がない。身舎垂木は棟木から身舎桁までに掛けられ、取り敢えず八尺の長さで使うものと仮定し、垂木勾配を化粧屋根裏に相応の六寸とすると、身舎梁の長さは一丈三尺七寸程になるので、当時の柱間寸法には完数値が多いことを考えると、身舎梁(身舎柱間)は一丈四尺と算定される。その場合の「母屋垂木」の実長は八尺二寸程となる。また、庇の垂木における軒の出は、現在の摂社大國神社本殿と同様に蟻羽より少し長く取るものとし、四尺五寸が必要である。勾配を四寸と仮定し、注文の一丈四尺を取り敢えず一丈三尺五寸として使ったとすると、庇の出は完数値としては八尺が算出される。この場合の「垂木」の実長は一丈三尺四寸程となる。
- (23) 谷重雄は、「上賀茂神社嘉元造替の本殿」(「建築史」二一四、建築史研究会、昭和十五年)において、「かもしこうりゃう」を繫虹梁とし、また、後藤治・藤田盟児・光井渉は、「平安時代の造営文書による寝殿造付属屋の復元」(「建築史学」一六号、建築史学会、平成三年)において、「鴨柄」を繫虹梁としている。
- (24) 前掲論文「平安時代の造営文書による寝殿造付属屋の復元」においても、「柱貫」を長押下端の材としている。
- (25) 「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注文」(福山敏男「寝殿造邸宅に関する造営文

書」(「日本建築史研究統編」、墨水書房、昭和四十六年、所収)に記された「細殿二間内妻庇料」において、「宇立十二支、長四尺、広九寸厚四寸」、「猪子差廿四支、長八尺、広八寸厚四寸」が挙げられており、ここでも比較的厚みの薄い豕扱首とすることが分かる。また、「乾元二年(癸卯)度御造營寶殿寸法書」(前掲論文「上賀茂神社嘉元造替の本殿」に所収)には、「一うちち四支、なかさ五しやく、ひろさ一しやく七ふんあつき五寸」、「一いのこさす八支、なかさ七しやく、ひろさ九寸あつき四寸五ふん」とあり、「曆仁材木注進状」や「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注文」よりも少し厚いものとする。

(26) 「曆仁材木注進状」に記された社殿のうち、「垂木」と「母屋垂木」の太さを変えるものは、このほかに朝座屋と夏堂があるが、それらともに天井を張る。

(27) 前掲した「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注文」においても「借葺料粉大樽六百寸」、「檜大樽五百寸」、「杉大樽三百寸」などと、樽すなわち薄い板を一枚ずつ注文するのではなく、まとめて注文している。

(28) 中世の社寺建築では、四周に縁を廻らせる場合、本体の柱筋と四隅に立てる。

図1-図3は「宮島町史」に所収の図を一部改変したものである。